

## 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

### 1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円に満たない方

(注) 1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

### 2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務又はその他（以下「業務等」といいます。）に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と65万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務等に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務等に係る雑所得の総収入金額と65万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務等に係る雑所得のいずれもある場合又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

#### ● 特例の適用を受けるための手続

i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に応じそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊟と書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記します。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記します。

ii 2の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から2の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。

iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

iv 2の(3)に当てはまる場合は、**表面**の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。